

2 麻薬施用者等の免許番号の変更について

感薬第 1197 号の 2
令和 5 年 3 月 1 日

病院長 様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長

麻薬取扱者免許の免許番号の採番方法の変更について

日頃、本県の麻薬行政の推進に御理解、御協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、本県では、麻薬施用者等の免許番号について、初回の免許申請時に付番したものを終身使用する運用としておりました。この度、免許発行システムの変更に伴い、令和 5 年 4 月 1 日新規申請受付分より、下記のとおり変更することとしましたので、御了知の上、関係者への周知に御配慮願います。

記

令和 5 年 4 月 1 日より麻薬取扱者免許の採番方法を次のとおりとする。

- ・ 麻薬取扱者免許申請をする毎に新たな免許番号を採番し、申請年毎の通し番号とする。
- ・ 免許有効期間内に有効である免許を廃止し、新たに免許申請をする場合は、新しい免許番号を付番する。
- ・ 記載事項変更届の場合の免許番号は、有効期間内であれば変わらない。

例) 令和 5 年 1 月 1 日有効期間開始 1 番目の麻薬取扱者
第 230001 号 (西暦下 2 桁 + 年通し番号 4 桁)

担当：薬務係 荻野
TEL：025-280-5187
FAX：025-280-5641
E-mail：ngt040330@pref.niigata.lg.jp